

放送倫理・番組向上機構（BPO）理事長 飽戸 弘 様

医療の良心を守る市民の会 代表 永井裕之
医療情報の公開・開示を求める市民の会 代表 勝村久司

BPO『放送人権委員会』の第 46 号委員会決定に関する要望書

【はじめに】

BPO の「放送と人権等権利に関する委員会」（以下、「放送人権委員会」）は、金沢大学附属病院の医師である打出喜義氏の活動を取り上げた「密着 5 年 隠蔽体質を変える～大学病院医師の孤独な闘い～」（平成 22 年 2 月 28 日に報道番組「サンデープロジェクト」で放映、以下「本件番組」）に関する、金沢大学医学部教授の井上正樹氏が申し立てた「権利侵害申立て」について、平成 23 年 2 月 8 日、放送倫理上の問題及び表現上の問題があると判断されました（以下「本件決定」）。しかし、その決定は、事実誤認や論理矛盾などによるものであり、全く納得できるものではなく、看過できません。

私たちは、長年にわたり、さまざまな医療過誤や薬害等を、被害を教訓にして、同じような被害が繰り返されることのないようお願い、医療がより良くなることを求めて活動している市民団体です。私たちは「医療の良心を守る」や「医療情報の公開・開示を求める」という活動目的から、本件番組で取り上げられた金沢大学附属病院で起こった、いわゆる「同意なき臨床試験」の事件についても、大きな関心を寄せて、この事件に関する裁判や、それをめぐる報道などを見守ってきました。

その結果、裁判では「患者の同意なき臨床試験」がなされていた事実が認定され、報道でも、隠蔽体質を変えるために内部告発をした医師が取り上げられることによって、医療界で起こっている事実と今後の課題が示され、医療をよりよいものにしていくための社会の仕組みが機能していると感じていました。

ところが、BPO の放送人権委員会が、事実誤認と論理矛盾などによって、本件番組が倫理上、表現上問題がある、と判断し公表することによって、本件番組や、そもそもの裁判の判決主旨をも歪め、本件番組の価値を低下させてしまいました。

特に、まるで高裁判決が「同意なき臨床試験」とは認定しなかったかのように BPO が公表したことによって、いわば医師生命をかけ内部告発をしてこの事件に関与してきた打出喜義氏にとっては、名誉や信用を著しく棄損されたのではないかと考えられます。

また、第 170 回放送人権委員会の議事概要では、委員が、本件番組に対して「医療という専門家集団を監視することもマスメディアの役割であり、やらなければならない仕事である」「社会的事象に切り込もうとした番組の意図は高く評価したい」などとも発言しているとされていますが、一方で「倫理上の問題あり」とした誤った本件決定は、医療という専門家集団に切り込んだ報道番組に対して、その専門家集団から BPO に申し立てがあると、BPO は軽率にそれを受け入れて番組を批判するのではないかと、という不安を報道現場に広げていることが容易に想像できます。つまり、今回の BPO の誤った判断は、医療ジャーナリズムを萎縮させ、専門家集団に切り込もうとする健全な報道スピリッツをなくし、医療をより良いものに変化させるきっかけをもなくすことにつながり、そのことは、健全な医療者やすべての患者・社会にとっても不幸なことです。

以下に、BPO 委員会の本件決定における問題点を指摘し、続けて、BPO 及びそれを設置された民放連、NHKに対し、委員会の本件番組に関する議論のやり直しと本件決定の取り消し、及び、委員会の構成や議論の進め方等に関する改善を求める要望をいたします。この要望に対しては、平成 23 年 8 月 26 日までに、下記にご回答をお願いします。

〒279 - 0012 浦安市入船 3-59-101 医療の良心を守る市民の会 永井裕之 FAX :047-380-9806

【放送人権委員会の本件決定の問題点】

BPO放送人権委員会は、申立人による7項目の申し立て（(1)番組は公平公正な取材に基づかず事実に反する偏向報道である、(2)人格権・肖像権の侵害、(3)家宅侵入罪と人権侵害、(4)大学の隠蔽体質との指摘、(5)「医療過誤との闘い」との表現、(6)「カルテ改ざん」との表現、(7)局への要求）を受け、①本件報道において申立人の実名および取材映像を用いたこと的人格権侵害等の有無、②本件のような申立人に対する「直撃」取材の許容性、③申立人もかかわった金沢大学における医療トラブルをめぐる民事訴訟等の紹介の仕方およびその中での「改ざん」、「医療過誤」等の表現にかかわる問題点の3点について議論し、①と②については問題はなかったが、③については、「取材映像の使い方」「金沢大学事件判決の紹介のしかた」で放送倫理上の問題があり、『「カルテの改ざん」の表現』『「医療過誤との闘い」との表現について』で不適切な表現があったと結論付けました。

しかし、BPOの③についての指摘は失当であり、それぞれ以下の理由で、放送倫理上の問題も不適切な表現もなかったと考えられます。

(1) 「取材映像の使い方」について

BPOは、『関連するナレーションは、申立人に対して真実の解明、反論の機会を与えるというインタビュー目的に沿ったものとはいいがたく、むしろ申立人への一方的な非難としてのみ機能し、結果的に制裁的な表現になっている』と指摘しています。関連するナレーションは、「判決が確定してなお、改ざんを否定する教授」だけであり、このナレーションが、取材映像の途中で入っていることが問題であるとBPOは指摘していると読み取れます。

しかし、本件決定文書の14ページの末尾の3行において、判決で改ざんは確定していることについてBPOは認めていますし、「改ざんを否定する教授」という部分については、実際の映像でのインタビュー通りの事実であり、問題はみつきりません。

なぜなら、そのナレーションが入るまでのインタビュー映像は、判決が確定した後の（申立人の）思いを取材したことによって、（申立人は）「判決が確定してもなお、改ざんを否定している」という事実を明らかにしているものです。また、そのナレーションが入った後のインタビュー映像についても、（内部告発人である打出医師への）退職勧告に対する疑問に対して反論の機会を与えたもの、というべきであり、やはり問題があるとは考えられません。

インタビュー内容に則って編集されたものを、申し立てがあったからといって「放送倫理上の問題がある」とまで言い切るのは、他の報道番組とのバランスがとれていないと考えます。

(2) 「金沢大学事件判決の紹介」について

本件決定の1頁、14頁、17頁などの記述を見ると、BPOは、金沢大学事件判決において、平成17年4月13日の名古屋高裁金沢支部判決（以下「高裁判決」といいます）が、平成15年2月17日の金

沢地裁判決（以下「地裁判決」といいます）を大幅に見直し、高裁判決では、「同意なき臨床試験」であったという患者の主張が認められなかったかのような BPO の事実誤認を前提としているようでありませぬ。

しかし、地裁判決は、「本来の目的以外に他事目的を有している医師が医療行為を行おうとする場合、患者に対し、他事目的を有していること、その内容及びそのことが治療内容に与える影響について説明し、同意を得る、診療契約上もしくは信義則上の義務があるということができるのである。」と判断し、高裁判決も、「他事目的随伴治療行為の場の説明がないからといって、当然に上記の自己決定権の侵害としての説明義務違反を来すものということとはできないが、他事目的随伴治療行為を受ける患者について、他事目的が随伴することより、他事目的が随伴しない治療行為にはない権利利益に対する侵害の危険性があるときには、診療契約上の付随義務又は信義則に基づき、医師には、他事目的が随伴しない治療について患者の自己決定のために要求される説明義務に加えて、これに随伴する他事目的があること及びこれにより生ずることのある危険性についても、患者に説明すべき義務を負うと解するのが相当である。」と判示しています。

このように、地裁判決及び高裁判決ともに、担当医師が、患者に対して、臨床試験の対象症例に登録すること等について説明し、同意を得る義務があったとして、本件において説明義務違反を認定しています。つまり、地裁判決と高裁判決は、個々の事象に対する評価や論理展開は異なる部分があるものの、結論として、本件が同意なき臨床試験であり、医師に説明義務違反があったと認定している点は何ら変わりがないというべきであります。

要するに、高裁判決も、『医師は説明義務を果たさないで本件クリニカルトライアルを行った』と認定しているのであり、本件番組の『患者の同意を得ずに臨床試験を行った』というナレーションの表現は、上記の判決の内容を法律用語や英語を使わないようにして正確に伝えているものであり、このナレーションのどこに倫理上の問題があるのか理解できません。

高裁判決は、立場によって解釈が変わってくるような難解なものであり、にもかかわらず「放送倫理上問題あり」と断定するのは著しくバランスを欠いており、決定は誤っているというほかありません。

（3）『カルテ（診療記録）の改ざん』の表現について

BPO は、「症例登録票」はカルテに含まれないので、「カルテの改ざん」という表現に問題があるとしていますが、一般に、個人情報保護法の自己コントロール権の対象になるカルテ（診療記録）には、症例登録票等も含まれると解されていますので、BPO の指摘は当を得ていません。

（4）『医療過誤との闘い』との表現について

BPO は、説明義務違反と医療過誤訴訟は関係ないとしていますが、医療過誤訴訟に関わる司法界は、裁判所も含め、一般に、説明義務違反のある医療行為を医療過誤事件として扱っており、BPO の指摘は当を得ていません。

【BPO への要望】

（1）本件案件についての要望

- 1) 本件決定を破棄し、本件の再審理をおこなうこと。
- 2) 再審理を実施しない場合、放送人権委員会の委員の交代を要望します。

（2）放送人権委員会の構成や審議のあり方についての要望

- 1) 事実誤認が起こらないようにするために、結果として、番組で取り上げられた当事者（申立人）の一方からしか意見聴取しない現状を改め、基本的に申立事案に関係する主な当事者すべてから話を直接聞き、申立内容に関わる重要な証拠調べは、自ら行うこと。
- 2) 医療裁判に関わるような専門的知識を要する場合は、事実誤認が起こらないようにするために医事法に詳しい法律家の意見をヒアリングするなどが必要であり、案件によっては、特別委員に適切な専門家を迎えるようなシステムにすること。
- 3) 実質的一審制であるために、不十分な審議による誤った決定であっても、それを正すことができないシステムになっている現状を改め、テレビ局や申請者が再審議を希望し、BPO もその必要を認めた場合は再審議を行うようなシステムにすること。
- 4) 委員のメンバー構成を改め、一般視聴者の代表や、テレビ現場ではたらく労働組合の代表などを半数以上委員に入れ、市民感覚や現場感覚にあった視点で議論を進めること。
- 5) 議論を公開して傍聴できるようにし、議事録も議事概要ではなく、原則として全文をホームページに公開するなどして、BPO 自体が開かれた民主的な場となること。

上記のこれらの要望に対しては、平成 23 年 8 月 26 日までに、下記にご回答をお願いします。

〒279 - 0012 浦安市入船 3-59-101 医療の良心を守る市民の会 永井裕之 FAX :047-380-9806

【おわりに】

私たちは、BPO の本件決定以降、この決定の本質部分である金沢大学病院事件の判決解釈の仕方への異論が、この決定で名誉や信用を毀損されたと考える打出喜義氏や代理人から BPO に届けられたことを知り、その対応を見守ってきました。しかし、放送人権委員会が、その後に決定文書に追記した際の記述や、平成 23 年 7 月 4 日付けで BPO ホームページ公表した『「委員会決定を受けての取り組み」に対する意見』の中の記述において、BPO の判決解釈に異論が出されていることを隠蔽するかのごとく、記されていることに失望して要望書を書いています。

私たちは医療安全を高めるためにも患者・被害者・遺族などの声が医療機関・医療者に率直に届くことが最も大切なことだと思っています。そのためにはメディア従事者が、是々非々の立場を貫き、委縮しないようにすることが大切なことだと思えます。医師と患者との圧倒的な情報格差の中で、なかなか患者の思いが伝えられないのが現実です。今回の決定によって、患者や医療被害者の人権が侵害されたまま埋もれることを助長することになるのではないかとこの危惧を抱いています。

まるで、重箱の隅をつついてでも、放送倫理違反や表現の問題を指摘しようとしているように見える本件決定は、他の裁判報道などとのバランスをも著しく欠いているように感じます。このような決定が、しばしば BPO の放送人権委員会から出されるようであれば、放送現場では医療裁判に関する報道が健全にできなくなるのではないかと危惧します。

BPO の最も大切な役割は、虚偽の放送によって視聴者に与えた誤解や、放送による人権侵害、青少年に与える放送の影響等に関する視聴者の疑問や苦情に対して、公正で適切な判断を独立した立場で表明することでしょう。私たちは、これまでの BPO がそのような役割を果たしてこられたことには敬意を表し、感謝する次第です。

しかし、そのためには、放送の送り手と受け手の双方から信頼される放送人権委員会づくりが課題だと考えられます。本件に関して真摯に対応して頂くことを強くお願いする次第です。

以 上